

住宅における薪ストーブ等設置に関するチェックリスト

(建築基準法)

令和 年 月 日

薪・ペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。壁付暖炉、いろりは除く）設置にあたり、建築基準法の規定については以下のとおり確認しました。

申請者： _____ 印

（ 設計者： _____ ）

●該当する項目およびチェックした項目の“□”欄に“✓”を付けてください。

A 内装制限の確認(建築基準法第35条の2、施行令第128条の4第4項)

(1) 平屋建ての住宅である。	☐ Yes	制限なし	→ Dへ
(2) 2階建ての1階、3階建ての1階又は2階に設置する。	☐ Yes	→ Bへ	
(3) 2階建ての2階、3階建ての3階に設置する。	☐ Yes	制限なし	→ Dへ

B 薪ストーブ等の発熱量の確認

(1) 1秒間当たりの発熱量が、18kWを超える。	☐ Yes	→ C(1)へ
(2) 1秒間当たりの発熱量が、18kW以下。	☐ Yes	→ C(1) o r C(2)へ

C 壁、天井の仕上の確認(令第129条第6項)

(1) 全て準不燃材料以上である。	☐ Yes	→ Dへ
	☐ No	→ 建築基準法に適合していません。
(2) 準不燃材料同等告示[平21国交告225号]に適合している。 →C(2)-1を確認。	☐ Yes	→ Dへ
	☐ No	→ 建築基準法に適合していません。

D 煙突の確認(建築基準法施行令第115条)

(1) 煙突が屋根を貫通する場合： 屋上突出部は、屋根面からの垂直距離が60cm以上とする。	☐ Yes	(1)or(2) (3) 全てYesなら 設置可能 (OK)
(2) 煙突が壁を貫通する場合： 高さは、先端からの水平距離1m以内に建築物がある場合で、 軒がある場合、軒から60cm以上高くする。	☐ Yes	
(3) イ) 小屋裏、天井裏、床裏に煙突の部分がある場合は、 不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とする。 ロ) 建築物の部分である可燃材料から15cm以上離して設ける。 又は、10cm以上の金属以外の不燃材料で造る。	☐ Yes	

※C(2)-1 準不燃材料同等告示の確認(平21国交告第225号、令第129条第1項第二号ロ)

(A) ストープと壁(天井)の遠隔距離を「可燃物燃焼部分」以上にとる。	☐ Yes	いずれか一つの方法によりストーブを設置する ↓ C(2) ☐ Yes へ
(B) ストープを壁(天井)に近接し、「可燃物燃焼部分」の間柱・下地・仕上を特定不燃材料とする。	☐ Yes	
(C) ストープを壁(天井)に近接し、「可燃物燃焼部分」に遮熱板等(特定不燃材料)と空気層を設ける。 * 空気層(遮熱板と壁との距離)は、2.5cm 以上 * 遮熱板等(厚みを含む)とストーブとの距離は 27.5cm 以上 (※可燃物燃焼部分の範囲内だが、ストーブからの放射線上において特定不燃材料等で有効に遮熱している場合は、その遮熱されている範囲内のみが可燃物燃焼部分にあたる。)	☐ Yes	

(可燃物燃焼部分) ストープの寸法を、 w ・幅、 h (脚の高さ含まず)・高さ、 d ・奥行とする。

- ① : 正面(開口部がガラス等)からの距離 $\cdots 2.40\sqrt{(w \times h)}$
 ①' : " (開口部がガラス以外)からの距離 $\cdots 3.16\sqrt{(w \times h)}$
 ②、③: 裏面、側面(開口部が無い面)からの距離 $\cdots 1.59\sqrt{(w \times h)}$ 、 $1.59\sqrt{(d \times h)}$
 ④ : 上面(天板の張出し含む)からの垂直距離 $\cdots 0.0106\{1+10,000/(w \times d + 800)\}(w \times d)$

(特定不燃材料) コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、
 ガラス繊維混入セメント板(厚さ 3mm 以上)、
 繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ 5mm 以上)、鉄鋼、金属板、モルタル、
 しっくい、石、
 せっこうボード(厚さ 12mm 以上で、ボード用原紙の厚さが 0.6mm 以下のもの)、
 ロックウール、グラスウール板